

農業労災保険

農家の方も労災保険に特別加入できます

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、死亡などに対して保険給付を行うものですが、農家の方も労働者に準じて保護する必要があると認められる場合は特別加入が認められています。

療養・休業給付から遺族給付まで手厚い補償があります。

農家の方は、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

- 特定農作業従事者
- 指定農業機械作業従事者
- 中小事業主等

特別加入をすることができる範囲

	加入要件	作業要件
特定農作業従事者	年間の農業生産物総販売額300万円以上または、経営耕地面積2ha以上で、右記の農作業に従事している方。	トラクター等の農業機械を使用する作業 2メートル以上の高所での作業 サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 農薬散布 牛、馬、豚に接触する作業
指定農業機械作業従事者	自営農業者（兼業農家を含む）の方で、右記の指定された機械を使用し農作業を行う方。	動力耕耘機その他の農業用トラクター 動力溝堀機 自走式田植機 自走式防除機 自走式動力草刈機 トラック、自走式運搬用機械 定置式または携帯式機械
中小事業主等	年間100日以上労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者等（従業員は一般労災として加入）	雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

給付基礎日額・保険料一覧表（H24 一部抜粋）

（単位：円）

給付基礎日額	保険料算定基礎額（年間）	特定農作業従事者	指定農業機械作業従事者	中小事業主等
10,000	3,650,000	32,850	14,600	43,800
9,000	3,285,000	29,565	13,140	39,420
8,000	2,920,000	26,280	11,680	35,040
7,000	2,555,000	22,995	10,220	30,660
6,000	2,190,000	19,710	8,760	26,280
5,000	1,825,000	16,425	7,300	21,900

お問合せ

各支店振興または生産販売部営農企画課にご連絡ください。